

## 武蔵村山病院 運営協議会設置要領

(設置)

第1条 武蔵村山病院(仮称)建設等に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第8条の規定に基づき、医療法人財団大和会武蔵村山病院(以下「病院」という。)の運営について必要な事項を協議するため、武蔵村山病院運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、病院の運営について必要な事項を協議し、その結果を医療法人財団大和会理事長(以下「理事長」という。)に報告する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 診療科目に関すること。
- (2) 患者サービスに関すること。
- (3) 病病・病診連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院の運営について必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員17人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について理事長が委嘱し、又は充てる。

- (1) 独立行政法人国立病院機構村山医療センター職員1人
- (2) 武蔵村山市職員2人
- (3) 武蔵村山市医師会会員1人
- (4) 武蔵村山市歯科医師会会員1人
- (5) 武蔵村山市薬剤師会会員1人
- (6) 武蔵村山市商工会役員1人
- (7) 武蔵村山市自治会連合会役員1人
- (8) 村山団地連合自治会役員1人
- (9) 公募による男性及び女性市民各1人
- (10) 病院院長
- (11) 病院副院長2人
- (12) 病院リハビリテーションセンター長
- (13) 病院事務部長
- (14) 病院看護部長

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、病院院長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、定例の会議を年2回招集する。

4 前項に規定する会議のほか、委員長は、必要に応じ臨時に会議を招集することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、病院総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第7条の規定により平成19年12月13日が任期の末日となる委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成19年3月31日をもって満了するものとする。